

答申に向けた適正配置の考え方

1. 答申の前提

- (1) 「適正配置基本計画」の最終年は、令和 17 年(2035)年度とする
- (2) 「適正配置基本方針」の視点 1～4 を一体的に捉える
- (3) 地域・学校の実態及び住民・関係者の意見を十分に踏まえた上で決定する
- (4) 答申における再編案（学校の枠組み）は、1 案とし複数案の提示は行わない

2. 適正規模・適正配置の検討に対する基本的考え方

- (1) 検討の対象は、小中学校 22 校とする
- (2) 適正規模・配置については、「基本方針」を前提とする。ただし、地域性を考慮して柔軟に検討する
- (3) 地域的まとまりを重視するため、基本的には、現行の校区単位で検討する
- (4) 児童・生徒数の平準化を目的としない
- (5) 小中一貫教育を導入した場合であっても、義務教育学校は設置しない

3. 検討する事項

○決定する事項

- (1) 基本方針に基づき、学校の枠組みを決定する

○決定にあたり考慮する事項

- (1) 地理的要件・地域的つながりを考慮し、学校の配置を検討する
- (2) 施設整備について検討する。
- (3) 再編に向かう優先順位について検討する
- (4) 再編の時期を検討する

4. その他

- (1) 校区調整（行政区との不一致）が必要な場合は、個別に検討する